

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市朝来(山口)地区 (山口区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年10月 7日 (第5回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者が全て65歳以上であり、次世代を担う後継者がなく近い将来において、農業従事者はいなくなる。また、新たな手段も全くない。
 地域外の担い手の認定農業者等に管理委託する方法もあるが、如何せん気力も活力も資金力もなくどうしようもない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現農業従事者でやれるところまで農業を行っていく。
 近隣の農業法人や認定農業者等に農地管理を委託し、地区内の農地維持管理に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

国道312号の両サイドの農振農用地及び今後も継続して活用する農用地、隣接区の一部を地域計画の区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業法人や認定農業者等に担ってもらう体制を整えるための協議が必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業法人や認定農業者等に管理を依頼する場合は、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場、農道及び水路等の改修等については、必要に応じ、協議、計画を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業法人や認定農業者等の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて取組を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策(補修、点検等)を行う。
- ⑦地域による農地保全管理を行う。